

建築課に申請書等をご提出される方々へのお願いです

諏訪建設事務所建築課からのお願いでございます。

新型コロナウイルス感染症予防に配慮した窓口対応として、感染が拡大している地域からの各種申請書等 (※) の対面による受付等を、当面の間、中止しております。

大変恐れ入りますが、申請書等を提出される方は、以下のとおり郵送による提出につきましてご協力をお願い申し上げます。

この取扱いにつきまして、ご不明なことがございましたら、当課担当職員、または建築課長まで、お尋ねいただければと存じます。

(※) 感染が拡大している地域とは、以下の都府県を示します。

直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0を上回っている都道府県で、7月13日時点では、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及び鹿児島県の9都府県

(※) 各種申請書等には、以下のものがあります。

- (1) 建築基準法 : 建築確認申請、完了・中間検査申請、定期調査報告
- (2) 都市計画法 : 開発許可申請
- (3) 長期優良住宅 : 長期優良住宅認定申請、建築完了報告
- (4) 建築士法 : 建築士事務所業務報告
- (5) 省エネ法 : 省エネ法届出
- (6) 景観法 : 景観法届出
- (7) 福祉まちづくり条例 : 福祉まち条例届出
- (8) 建設リサイクル法等 : 解体工事等届出、アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出
- (9) 宅建業法 : 免許(新規)申請・更新申請、業者名簿記載事項変更届出
- (10) その他 : 建築確認申請台帳記載事項証明、各種助成金交付申請

【郵送による提出方法について】(詳細は、各種申請書等の分野別案内を参照)

- 1 各種申請書等は、郵送により提出してください。(各種申請書等は信書に該当することにご留意願います。)
- 2 郵送提出の際は、各種申請書等(副本(控え等)が必要な場合はそれも)及び返信用の郵送手段(必要切手貼付済封筒又はレターパック等)を同封してください。
- 3 やむを得ない理由で、郵送による提出が難しい方は、入口入って右側に設置の青色コンテナボックスに、申請書等を入れていただき、建築課職員に一言お声がけをお願いします。